

平成 28 年 2 月吉日

ペースメーカー/ICD 関連情報提供者に関する日本不整脈デバイス工業会の方針

一般社団法人 日本不整脈デバイス工業会  
会長 佐伯 広幸

植込み型心臓ペースメーカーや植込み型除細動器 (ICD) 等の適正かつ安全使用を目的に専門的な知識と技術を有し、高い倫理観を備えた情報提供者を育成するために平成 20 年に Cardiac Device Representative (CDR) 認定制度が創設されました。当工業会会員企業各社は、これまで数多くの認定取得者を得て全国各地の医療現場において、医師並びに医療従事者の方々に対して技術サポートや技術情報提供に邁進しているところです。

さて、昨年 3 月に日本不整脈心電学会より CDR に関する新しいポリシー・ステートメント (以下 JHRS ステートメント) が発表されました。

JHRS ステートメントでは、認定制度創設 10 年の節目を迎えるに当たり、CDR の必要性と役割が再確認され、「植込み型心臓ペースメーカーや植込み型除細動器(ICD)等の最先端医療機器に携わる医療関連企業の従事者は、その安全使用確保のための情報提供者として、CDR の認定取得が必要と考える」と述べられております。

当工業会は、JHRS ステートメントに強く賛同し、患者安全の確保と医療機器の適正使用という CDR 認定制度の基本趣旨を鑑み、CDR 認定制度創設 10 年を迎える平成 30 年 7 月 1 日以降は、CDR 認定取得者のみが医療情報提供者として従事する方針と致します。

また、JHRS ステートメントにて定められた CDR の役割を医療施設内にて行う場合、院内規定、学会ガイドライン、各種法規、行政指導を遵守することは言うまでもありませんが、その重要性に鑑み、ここに強調しておきたいと思えます。

以上